

○札幌市特定非営利活動促進法施行条例

平成 23 年 12 月 14 日条例第 21 号

改正

平成 24 年 6 月 13 日条例第 32 号

平成 29 年 3 月 7 日条例第 4 号

令和 3 年 3 月 3 日条例第 2 号

札幌市特定非営利活動促進法施行条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 特定非営利活動法人

第 1 節 設立（第 2 条—第 5 条）

第 2 節 管理（第 6 条—第 12 条）

第 3 節 解散及び合併（第 13 条—第 19 条）

第 4 節 監督（第 20 条）

第 3 章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第 1 節 認定特定非営利活動法人（第 21 条—第 27 条）

第 2 節 特例認定特定非営利活動法人（第 28 条・第 29 条）

第 3 節 認定特定非営利活動法人等の合併（第 30 条）

第 4 章 雑則（第 31 条—第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 特定非営利活動法人

第 1 節 設立

（設立の認証申請）

第 2 条 法第 10 条第 1 項の認証を受けようとする者は、設立しようとする特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を記載した申請書に、同項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）名称

- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (4) 定款に記載された目的

2 法第 10 条第 1 項第 2 号ハの条例で定める各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第 2 号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 第 2 項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものとする。

5 法第 10 条第 1 項各号に掲げる書類のうち、同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものには、それぞれ副本 1 通を添えるものとする。

（認証申請書類の縦覧）

第 3 条 法第 10 条第 2 項の規定による縦覧の場所その他当該縦覧に関し必要な事項は、規則で定める。

（縦覧期間中の補正）

第 4 条 法第 10 条第 4 項に規定する条例で定める軽微な不備は、次に掲げるものとする。

- (1) 誤字、脱字又は計算の誤りに関することで内容の変更を伴わないもの
- (2) 提出された書類相互の記載内容の不一致に関することで内容の変更を伴わないもの
- (3) 前 2 号に掲げる不備に準ずるものとして市長が認めるもの

2 法第 10 条第 4 項の規定による補正を行う場合は、規則で定める補正書に、補正後の第 2 条第 1 項の申請書又は法第 10 条第 1 項各号に掲げる書類（同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類にあっては、副本 1 通を添えるものとする。）を添付して市長に提出しなければならない。

（設立登記の届出）

第 5 条 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、規則で定める届出書により行うものとする。

2 法第 13 条第 2 項の規定により前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し 1 通を、法第 14 条の財産目録には副本 1 通を、それぞれ添えるものとする。

3 第 1 項の届出書には、法第 12 条第 3 項の書面の写し 2 通を添付するものとする。

第 2 節 管理

(社員総会の議事録)

第6条 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容として、書面又は電磁的記録（特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）第2条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成するものとする。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項
 - (2) 前号に掲げる事項を提案した理事又は社員の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事又は社員の氏名又は名称
- (役員の変更等の届出)

第7条 法第23条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 変更年月日
- (2) 変更事項
- (3) 役名、氏名及び住所又は居所

2 法第23条第1項の規定により前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証申請)

第8条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、定款の変更の内容及び理由を記載した申請書に、同条第4項又は法第26条第2項の規定により添付する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 第3条及び第4条の規定は、法第25条第3項の認証について準用する。この場合において、第4条第2項中「同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類」とあるのは、「法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び事業報告書等」と読み替えるものとする。

(定款の変更の届出)

第9条 法第25条第6項の規定による届出は、定款の変更の内容及び理由を記載した届出書に、同項に規定する書類を添付して行うものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第10条 法第25条第7項に規定する登記をした特定非営利活動法人は、同項の登記事項証明書とともに、規則で定める提出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の登記事項証明書には、その写し1通を添えるものとする。

3 第1項の規定による提出が法第25条第3項の認証を受けた定款の変更に係るものである場合は、同条第5項において準用する法第12条第3項の書面の写し2通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第11条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第29条の事業報告書等とともに、規則で定める提出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書等には、副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の公開)

第12条 法第30条の規定による閲覧及び謄写を行う場所その他当該閲覧及び謄写に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 解散及び合併

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第13条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第3項の書面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯

(2) 残余財産の処分方法

(解散の届出等)

第14条 法第31条第4項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(1) 解散の理由

(2) 残余財産の処分方法

2 法第31条の8の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(1) 清算人の氏名及び住所又は居所

(2) 清算人が就任した年月日

(残余財産の譲渡の認証申請)

第 15 条 清算人は、法第 32 条第 2 項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 譲渡すべき残余財産

(2) 残余財産の譲渡を受ける者

(清算終了の届出)

第 16 条 法第 32 条の 3 の規定による届出は、規則で定める届出書に、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(合併の認証申請)

第 17 条 法第 34 条第 3 項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(4) 定款に記載された目的

2 第 2 条第 2 項から第 5 項まで、第 3 条及び第 4 条の規定は、前項の申請書及びこれに添付する書類について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第 18 条 法第 35 条第 1 項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第 2 項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第 19 条 第 5 条の規定は、法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項の規定による届出について準用する。この場合において、第 5 条第 3 項中「法第 12 条第 3 項の書面」とあるのは、「法第 34 条第 5 項において準用する法第 12 条第 3 項の書面」と読み替えるものとする。

第 4 節 監督

(検査の際の身分証明書)

第 20 条 法第 41 条第 3 項 (法第 64 条第 7 項において準用する場合を含む。) に規定する職員の身分を示す証明書には、当該職員に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 所属

(2) 職名

(3) 氏名

(4) その他市長が必要と認める事項

第3章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第1節 認定特定非営利活動法人

(認定の申請)

第21条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第2項各号（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第2号及び第3号）に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書に添付する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）には、副本1通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第22条 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に、同条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、これらの添付書類について、既に提出されている当該添付書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

2 前項の申請書に添付する書類には、副本1通を添えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第23条 法第53条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、代表者の氏名の変更の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、遅滞なく行うものとする。

(1) 変更年月日

(2) 代表者の氏名

(助成金支給書類等の作成及び提出)

第24条 認定特定非営利活動法人は、法第54条第3項に規定する助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。

(1) 支給日

(2) 支給対象者

(3) 支給金額

(4) 助成対象の事業等

2 前項の規定により書類を作成した認定特定非営利活動法人は、遅滞なく、当該書類とともに、規則で定める提出書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出する第1項の書類には、副本1通を添えるものとする。

第25条 削除

(役員報酬規程等の提出)

第26条 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第55条第1項の規定により提出を要する書類とともに、規則で定める提出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類には、副本1通を添えるものとする。

(役員報酬規程等の公開)

第27条 第12条の規定は、法第56条の規定による書類の閲覧及び謄写について準用する。

第2節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定の申請)

第28条 第21条の規定は、法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第21条第1項中「同条第2項各号（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第2号及び第3号）」とあるのは、「法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と読み替えるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第29条 第23条、第24条、第26条及び第27条の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

第3節 認定特定非営利活動法人等の合併

(合併の認定の申請)

第30条 第21条の規定は、法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第21条第1項中「同条第2項各号（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第2号及び第3号）」とあるのは、「法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(情報通信の技術を利用する方法による保存)

第31条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）

第3条第1項の条例で定める書面の保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5

項において準用する場合を含む。)並びに法第 54 条第 2 項及び第 3 項(これらの規定を法第 62 条において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。)の規定による備置きとする。

- 2 特定非営利活動法人が、法第 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 3 条第 1 項の規定に基づき、前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法による作成)

第 32 条 法第 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 4 条第 1 項の条例で定める書面の作成は、法第 14 条、法第 28 条第 1 項、法第 35 条第 1 項並びに法第 54 条第 2 項及び第 3 項の規定による書面の作成とする。

- 2 特定非営利活動法人が、法第 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 4 条第 1 項の規定に基づき、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法による縦覧等)

第 33 条 法第 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 5 条第 1 項の条例で定める書面の縦覧等は、法第 28 条第 3 項、法第 45 条第 1 項第 5 号(法第 51 条第 5 項及び法第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)並びに法第 52 条第 4 項及び第 5 項並びに法第 54 条第 4 項(これらの規定を法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

- 2 特定非営利活動法人が、法第 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 5 条第 1 項の規定に基づき、前項に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 32 号抄)

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 29 年条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年条例第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年６月９日から施行する。